

## 訪問看護ステーション重要事項等(医療)

### (1)訪問看護ステーション概要

事業所名称	社会福祉法人 桜ヶ丘社会事業協会 さくらが丘訪問看護ステーション
代表者	理事長 岩下 覚
管理者	所長 福田 真弘
事業所番号	指定訪問看護事業、指定介護予防訪問看護事業所 (東京都指定 第7193824号)
所在地	〒206-0021 東京都多摩市連光寺1-1-1 電話:042-375-6355 FAX:042-375-6361
サービス提供地域	多摩市全域、近隣の市区町村

### (2)事業所の職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	所長 看護師	1名		指定訪問看護事業所の管理・運営業務を一元的に行います。	1名
従事者	看護師	8名	1名	訪問看護サービスの提供を行います。	9名

(2025.4.1現在)

### (3)営業日及び営業時間

曜日	営業時間
平日	8:30~17:00
土曜日	8:30~17:00
日曜・祭日	休業

年末年始(12月29日~1月3日)は休業させていただきます。

#### (4) 訪問看護の内容

主治医の指示による医療処置（床ずれの処置等）、医療機器等の管理や操作の援助

- ・ 病状や障害の観察（含：血圧・体温・脈拍・呼吸状態等の測定）、健康相談・助言
- ・ 服薬の管理・相談、服薬指導・助言
- ・ 療養生活の支援（栄養管理、清潔ケア、排泄ケア、その他）
- ・ 療養生活指導（生活リズムや食事、排泄、運動、睡眠等の日常生活への助言、その他）
- ・ 介護予防ケア（介護保険・要支援認定者への予防看護、認知症ケア、介護相談、）
- ・ 心理的看護ケア（コミュニケーション援助や S S T、認知行動療法的支援、家族心理教育等）
- ・ 公的手続や申請代行、要介護認定申請の援助等

#### (5) 事業の目的及び運営の方針

##### 【さくらが丘訪問看護ステーションの理念】

- ・ 私たちは利用者の皆様の視点に立ち、信頼される良質な訪問看護を提供いたします。

##### 【さくらが丘訪問看護ステーションの基本方針】

- ・ 心のこもった訪問看護サービスを提供いたします。
- ・ 利用者の皆様の人権を擁護し、地域社会において自立した生活を営むことをめざします。
- ・ 地域の保健福祉活動に積極的に取り組みます。

#### (6) さくらが丘訪問看護ステーション職員の職業倫理要綱

- (1) 利用者の皆様の生命と尊厳、人権、価値観を尊重いたします。
- (2) 利用者の皆様に愛情と責任をもって関わり、公正かつ平等な訪問看護サービスを実践いたします。
- (3) インフォームド・コンセプトに基づいた在宅療養を支援いたします。
- (4) 利用者様の皆様の個人情報とプライバシーを保護いたします。
- (5) 専門性に基づいた自己研鑽に励み、訪問看護サービスの質の向上に努めます。
- (6) 地域の保健・医療・福祉関係者との協働を推進いたします。
- (7) 安全と事故防止に配慮し、効果的・効率的な訪問看護サービスをいたします。

#### (7) 緊急時の対処方法

- ・ サービス提供中に心身の状態が急変した場合には、事前の打ち合わせにより主治医、救急搬送、ご家族、居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）へご連絡すると共に必要な処置を講じます。

(8) 個人情報の取り扱いについて

- (1) 事業者及び事業に従事する者は、訪問看護サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (2) この守秘義務は契約終了後も同様とします。
- (3) 事業者は訪問看護サービスの開始にあたり、個人情報の利用目的、利用範囲などを利用者やその家族等へ十分説明し、これらを規程した文書を交付する。
- (4) 事業者は利用者及びその家族から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。
- (5) 事業者及び事業に従事する者は、個人情報保護に関する規程を遵守します。

(9) 相談・苦情窓口について

- ・ さくらが丘訪問看護ステーションでは、より快適な在宅療養生活を送ることができるよう利用者様の相談・要望に関して以下の窓口を設置しております。

・ さくらが丘訪問看護ステーション  
苦情相談窓口 所長 福田 真弘  
電話 042-375-6355 / FAX 042-375-6361

・ 多摩市総合オンブズマン事務局  
電話 042-338-6809 / FAX 042-338-6805

項 目	サ	ー	ビ	ス	内	容	金 額
訪問看護基本療養費 (1日につき)	基本療養費Ⅰ			(1)週3日目まで			5,550円
				(2)週4日目以降			6,550円
	基本療養費Ⅱ			(1)週3日目まで			4,300円
				(2)週4日目以降			5,300円
基本療養費Ⅲ						8,500円	
精神科訪問看護療養費 (1日につき)	精神科訪問看護療養費Ⅰ			(1)週3日目ま で	30分以上	5,550円	
					30分未満	4,250円	
	(2)週4日目以 降				30分以上	6,550円	
					30分未満	5,100円	
	精神科訪問看護療養費Ⅲ			(1)週3日目ま で	30分以上	4,300円	
					30分未満	3,300円	
(2)週4日目以 降				30分以上	5,300円		
				30分未満	4,060円		
精神科訪問看護療養費Ⅳ						8,500円	

複数名訪問看護加算	所定額を算定する指定訪問看護を行う保健師又は看護師が左記の従事者と複数名で訪問した場合	保健師・看護師・作業療法士	4,300円
		准看護師	3,800円
		精神保健福祉士・看護補助者 (週1回を限度)	3,000円

(10)【A】料金表(医療)

【B】

項 目	サ	ー	ビ	ス	内	容	金 額
訪問看護管理療養費	月の初回の訪問						ニ以外算 定不可
	イ	機能強化型訪問看護療養費1	:		13,230円		
	ロ	機能強化型訪問看護療養費2	:		10,030円		
	ハ	機能強化型訪問看護療養費3	:		8,700円		
	ニ	イからハマまで以外	:		7,670円		
※機能強化型訪問看護療養費に係る届出を行っていないため							
ニ		月の初回訪問1回目		(ニを算定)		7,670円	
		ベースアップ評価料		(月の初回に算定)		780円	
		月の2日目以降の訪問		(1日につき)イ		3,000円	
		未満		同一建物7割			
		①または②に該当する					

項 目	サ ー ビ ス 内 容	金 額
情報提供療養費Ⅰ	市町村からの求めに応じて文書による情報提供を行った場合。	1,500 円
情報提供療養費Ⅱ	医療的ケアが必要な小児について学校からの求めに応じて文書による情報提供を行った場合。	1,500 円
情報提供療養費Ⅲ	入院・入所する利用者様の看護状況を示す文書を当該医療機関に文書による情報提供を行った場合。	1,500 円
退院時共同指導加算	入院中に医療機関と協働して指導を行った場合	8,000 円
	月の2日目以降の訪問 (1日につき) ロ 同一建物の要件と ①②に該当しない	2,500 円

【C】その他

(単位：円/消費税非課税)

※【A】～【C】の該当部分を合算した額の1割～3割が自己負担分となります。

なお、生活保護法適用の方については自己負担の発生はございません。

<交通費について>

- ・多摩市内のサービス提供地域に居住されている方は無料です。
- ・その他の地域にお住まいの方は、(50円/2.5km)往復分 X 回数をご請求させていただきます。

<実費負担>

- ・衛生材料等はこちらの医療機関にてお求めください。また、サービスの提供にあたって必要になる電気、ガス、水道、消耗品等の実費については、利用者様のご負担にてお願いいたします。
- ・受診援助や買い物同行に係る交通費は、利用者様の実費負担となります。

<その他>

- ・キャンセルにつきましてはサービス前日の営業終了時までにキャンセル、または日時の変更連絡をお願いいたします。連絡なくキャンセルされた場合はキャンセル料が発生する場合がございますのでご理解をお願いいたします。
- ・なお、病状変化や急な入院などの場合、キャンセル料は発生いたしません。

<サービスの終了について>

- ・サービスを中止する場合は事業所まで連絡をお願いします。